

外国政府等において重要な公的地位にある方(外国 PEP s)とは

外国政府等において重要な公的地位にある方（外国 PEP s）とは、外国の元首、政府等において重要な公的地位を占める方と過去にその地位にあった方、その家族の方を指します。詳細は以下を参照ください。

1. 外国の元首
2. 外国において下記の職にある者
 - (1) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - (2) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - (3) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (4) 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - (5) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、又は航空幕僚副長に相当する職
 - (6) 中央銀行の役員
 - (7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
3. 過去に1又は2であった者
4. 1～3の家族で、同居・別居を問わず次の者
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
 - (2) 父母、子、兄弟姉妹
 - (3) 配偶者の父母および子（当該外国 PEP s の実子でない子）
5. 1～4が実質的支配者である法人